



鳥取県公報

平成15年12月4日(木)
号外第161号

毎週火・金曜日発行

目 次

訓 令	鳥取県公印規程の一部を改正する訓令(15)(総務課).....	1
	鳥取県施行文書書式規程の一部を改正する訓令(16)(＃).....	2
	鳥取県職員表彰規程の一部を改正する訓令(17)(職員課).....	4
議会告示	鳥取県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部改正(2)(総務課).....	7

訓 令

鳥取県訓令第15号

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年12月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令

鳥取県公印規程(昭和26年鳥取県訓令甲第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前				
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)				
公印の種類	ひな形	寸法	管守者	摘 要	公印の種類	ひな形	寸法	管守者	摘 要
1~8 略					1~8 略				
9 部長印 第1号	鳥取県 部長印	22ミリメ トル平方	総務課長		9 部長印 第1号	鳥取県 部長印	22ミリメ トル平方	総務課長	
	部 長 印								
第2号	鳥 取 県 印	22ミリメ トル平方	総務課長	縦書きの文書用					
9の2 防災 監印 第1号	鳥取県 防災監印	22ミリメ トル平方	総務課長		9の2 防災 監印 第1号	鳥取県 防災監印	22ミリメ トル平方	総務課長	
	防 災 監 印								
第2号	防 災 監 印	22ミリメ トル平方	総務課長	縦書きの文書用					

10 局長印 第 1 号	鳥 取 県 出 納 局 長 印	22ミリメー トル平方	出納局長	
	局 出 鳥 長 取 印 納 県	22ミリメー トル平方	出納局長	縦書きの文書用
	鳥 取 県 何 部 何局長印	22ミリメー トル平方	総務課長	
10の2 略				
11 課(室) 長印 第 1 号	鳥 取 県 何部(局)何 課(室)長印	21ミリメー トル平方	主 務 課 (室)長	
	鳥取県何部 何局何課 (室)長印	21ミリメー トル平方	主 務 課 (室)長	
	鳥 取 県 防災監何課 (室)長印	21ミリメー トル平方	主 務 課 (室)長	
11の2~14 略				
15 分任出納 員印 第 1 号	鳥取県何所 (機関名)分 任出納員印	18ミリメー トル平方	分任出納 員	
	鳥 取 県 何 所 (機関名)分 任 出 納 員 印 (機関の内部 給職名)専用	18ミリメー トル平方	分任出納 員	
16~22 略				

10 局長印 第 1 号	鳥 取 県 出 納 局 長 印	22ミリメー トル平方	出納局長	
	鳥 取 県 何 部 何局長印	22ミリメー トル平方	総務課長	
10の2 略				
11 課(室) 長印 第 1 号	鳥 取 県 何部何課 (室)長印	21ミリメー トル平方	主 務 課 (室)長	
11の2~14 略				
15 分任出納 員印 第 1 号	鳥取県何所 (機関名)分 任出納員印	18ミリメー トル平方	分任出納 員	
16~22 略				

附 則

この訓令は、平成15年12月4日から施行する。

鳥取県訓令第16号

鳥取県施行文書式規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年12月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県施行文書式規程の一部を改正する訓令

鳥取県施行文書式規程(昭和32年鳥取県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第5条関係）知事の事務部局の施行文書書式 目 次 略 第1～第10 略 第11 その他 1 賞状・表彰状・感謝状</p> <div data-bbox="225 465 555 920"> <p>職 年 月 日 氏 名</p> <p>略</p> <p>何等 賞 状 氏 名(様)</p> <p>……において頭書の成績をおさめられました よってこれを賞します</p> </div> <div data-bbox="225 943 555 1397"> <p>職 年 月 日 氏 名</p> <p>表彰 状 氏 名(様)</p> <p>……に当たり……されました……は…… であります(他の模範であると認めます) よって……表彰します</p> </div> <div data-bbox="225 1420 555 1874"> <p>職 年 月 日 氏 名</p> <p>感謝 状 氏 名(様)</p> <p>……に当たり……されました……は…… であります よって感謝の意を表します</p> </div> <p>2～4 略</p>	<p>別表（第5条関係）知事の事務部局の施行文書書式 目 次 略 第1～第10 略 第11 その他 1 賞状・表彰状・感謝状</p> <div data-bbox="826 465 1157 920"> <p>職 年 月 日 氏 名</p> <p>略</p> <p>何等 賞 状 氏 名(様)</p> <p>……において頭書の成績をおさめられま した よってこれを賞します</p> </div> <div data-bbox="826 943 1157 1397"> <p>職 年 月 日 氏 名</p> <p>表彰 状 氏 名(様)</p> <p>……に当たり……されました……は…… であります(他の模範であると認めます) よって……表彰します</p> </div> <div data-bbox="826 1420 1157 1874"> <p>職 年 月 日 氏 名</p> <p>感謝 状 氏 名(様)</p> <p>……に当たり……されました……は…… であります よって感謝の意を表します</p> </div> <p>2～4 略</p>
<p>附 則</p>	
<p>この訓令は、平成15年12月4日から施行する。</p>	

鳥取県訓令第17号

鳥取県職員表彰規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年12月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県職員表彰規程の一部を改正する訓令

第1条 鳥取県職員表彰規程（昭和41年鳥取県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動後条項等に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条項等を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（表彰の対象）</p> <p>第3条 表彰は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する職員に対して行う。</p> <p>（1）～（4）略</p> <p>（5）<u>ボランティア活動、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体の活動その他の社会貢献活動を多年にわたり行うことにより、地域社会に著しく貢献した者</u></p> <p>（6）略</p> <p>2 略</p> <p>（表彰の種類）</p> <p>第4条 表彰の種類は、<u>知事表彰及び部長表彰とする。</u></p> <p>2 <u>知事表彰は、知事が前条第1項各号のいずれかに該当すると認める職員であって、次の各号のいずれかに該当するものに対して行う。</u></p> <p>（1）<u>部長表彰を受けた者のうち、当該部長表彰に係る業績等が特に顕著であると認めたもの</u></p> <p>（2）<u>前号に掲げるもののほか、特に表彰することを認めた者</u></p> <p>3 <u>部長表彰は、部長（防災監、部長、出納局長及び地方労働委員会事務局長をいう。以下同じ。）が前条第1項各号のいずれかに該当する職員に対して行う。</u></p> <p>（知事表彰の対象となる者の決定）</p> <p>第5条 <u>前条第2項に規定する知事表彰の対象となる者は、別に定める鳥取県職員表彰審査会の審査を経て決定する。</u></p>	<p>（表彰の対象）</p> <p>第3条 表彰は、次の各号の<u>一に</u>該当する職員に対して行なう。</p> <p>（1）～（4）略</p> <p>（5）略</p> <p>2 略</p>

(表彰の方法)

第6条 表彰は、知事表彰にあっては知事が、部長表彰にあっては部長が表彰状を授与して行う。

2 略

(知事表彰を受けた者の取扱い)

第7条 知事表彰を受けた職員が職務上特に業績があると認められる場合は、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号)第14条第1項第2号に掲げる場合に該当するものとして同項の規定による人事委員会の承認に係る申請を行うものとする。

(表彰の時期)

第8条 知事表彰は、毎年1回定期に行う。ただし、特に必要があるときは、随時行うことができる。

2 部長表彰は、随時行う。

(部長表彰の報告等)

第9条 部長は、部長表彰を行ったときは、様式第1号により知事に報告するものとする。

2 部長は、知事表彰を受ける職員として適当であると認める者が部長表彰を受けることなく速やかに知事表彰を受ける必要があると認める場合は、様式第2号により知事に推薦することができる。

(雑則)

第10条 略

(表彰の方法)

第4条 表彰は、知事が表彰状を授与して行なう。

2 略

(表彰の時期)

第5条 表彰は、毎年1回定期に行なう。ただし、特に必要があるときは、随時行なうことができる。

(表彰の内申)

第6条 部長、出納室長又は地方労働委員会事務局長、その所属職員に、第3条各号の一に該当する者があると認めるときは、別記様式により知事に内申するものとする。

(雑則)

第7条 略

第2条 鳥取県職員表彰規程の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改め、同様式を様式第1号とする。

様式第1号

番 号
年 月 日

職 氏 名 様

報告者 職 氏 名

部長表彰の実施について(報告)

このことについて、下記のとおり鳥取県職員表彰規程(昭和41年鳥取県訓令第15号)第4条第3項の規定による部長表彰を実施しましたので、同規程第9条第1項の規定に基づき報告します。

記

1 部長表彰を受けた者

(1) 個人の場合

所 属	職 名	氏 名

(2) 団体の場合(団体名を記載してください。)

2 表彰の対象となる業績(行為)について

(1) 具体的内容

(2) 業績(行為)の内外に与えた影響

3 部長表彰を受けた者について

(1) 担当業務の内容

(2) 日常の勤務態度についての意見

4 知事表彰の候補者として推薦することの可否

可 ・ 否

(可の場合は、その理由)

添付書類

2の(1)の表彰の対象となる業績(行為)の具体的内容について参考となる資料

様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第2号

番 号
年 月 日

職 氏 名 様

報告者 職 氏 名

知事表彰の候補者について(通知)

このことについて、鳥取県職員表彰規程（昭和41年鳥取県訓令第15号）第9条第2項の規定に基づき、下記の者を推薦します。

記

1 知事表彰の候補となる者

(1) 個人の場合

所 属	職 名	氏 名

(2) 団体の場合（団体名を記載してください。）

(3) 担当業務の内容

2 表彰の対象となる業績（行為）について

(1) 具体的内容

(2) 業績（行為）の内外に与えた影響

(3) 知事表彰を実施することについての緊急の必要性

添付書類

2の(1)の表彰の対象となる業績（行為）具体的内容について参考となる資料

附 則

この訓令は、平成15年12月4日から施行する。

議 会 告 示

鳥取県議会告示第2号

鳥取県議会の議員の資産等の公開に関する規程（平成7年鳥取県議会告示第4号）の一部を次のように改正する。

平成15年12月4日

鳥取県議会議長 前 田 宏

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太線で示すとおり改正する。

改 正 後	改 正 前																																												
<p>様式第3号(第3条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">所 得 等 報 告 書</p> <p>鳥取県議会議長 様</p> <p style="text-align: right;">鳥取県議会議員 _____ ㊟</p> <p>1 所得</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">区</th> <th style="width:15%;">分</th> <th style="width:25%;">所得金額</th> <th style="width:50%;">基因となった事実</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align:center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align:center; vertical-align: middle;">分離課税</td> <td colspan="3" style="text-align:center;">略</td> </tr> <tr> <td>株式等の事業・譲渡・雑所得</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>先物取引の事業・雑所得</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align:center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 略</p> <p>2 略</p>	区	分	所得金額	基因となった事実	略				分離課税	略			株式等の事業・譲渡・雑所得			先物取引の事業・雑所得			略				<p>様式第3号(第3条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">所 得 等 報 告 書</p> <p>鳥取県議会議長 様</p> <p style="text-align: right;">鳥取県議会議員 _____ ㊟</p> <p>1 所得</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">区</th> <th style="width:15%;">分</th> <th style="width:25%;">所得金額</th> <th style="width:50%;">基因となった事実</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align:center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align:center; vertical-align: middle;">分離課税</td> <td colspan="3" style="text-align:center;">略</td> </tr> <tr> <td>株式等の事業・譲渡・雑所得</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>先物取引の事業・雑所得</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align:center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 略</p> <p>2 略</p>	区	分	所得金額	基因となった事実	略				分離課税	略			株式等の事業・譲渡・雑所得			先物取引の事業・雑所得			略			
区	分	所得金額	基因となった事実																																										
略																																													
分離課税	略																																												
	株式等の事業・譲渡・雑所得																																												
	先物取引の事業・雑所得																																												
略																																													
区	分	所得金額	基因となった事実																																										
略																																													
分離課税	略																																												
	株式等の事業・譲渡・雑所得																																												
	先物取引の事業・雑所得																																												
略																																													

附 則

この告示は、平成15年12月4日から施行する。